

# 時効法改革とヨーロッパ契約法原則（PECL）第一四章

— 分析と紹介 —

野々村 和 喜

## I はじめに

### 1 PECL全三部の比較法的意義

ヨーロッパ契約法原則（PECL）全三部を貫く第一次的な目的は、EU域内の越境取引を容易なものとし、域内市場の強化を図ることにある。この目的は、短期的には、域内越境取引の当事者がPECLへの準拠を表明すること、もしくは、域内越境取引紛争において仲裁人が商慣習法を発見する手がかりとすることを通じて達成されることが期待されている。また長期的には、契約法に關係するEUレベルの各種立法が、加盟国間で共有可能な一般的体系的基礎の上に構築されることにより、加盟各国の国内契約法の調和（さらにはヨーロッパ統一契約法典）への第一歩となることも

期待されている。<sup>(2)</sup>

この限りでは、PECLはあくまでもヨーロッパ的な目的のもとに生み出されたものであり、日本法にとつての比較法的意義は明らかでない。ここでは、PECLが、各国の裁判所や立法者が自国の法発展・継続形成に際して模範にできる準則モデルの提供をも、その目的に掲げていることが重要である。すなわち、PECLそれじたいは、大陸法のみならず英米法、北欧法、さらにはカナダ・ケベック州法、南アフリカ共和国法にまでひろく参照先を求めた法比較分析の成果であり、PECLに示された諸準則は《諸法の共通の核（common core）》を基礎とするものである。したがって、各国の法律家が自国法制度とPECLの比較を試みることは、国際的平面における自国制度の特色を見極めることを可能にする。そしてこうした作業は、国際動向を踏まえた未来指向的な自国法の発展を企図するうえで、きわめて有意義なものであり、日本においてもその意義は決して小さくない。<sup>(4)</sup>

## 2 PECL第一四章の意義

さらに、本稿でPECL第一四章（時効）<sup>(5)</sup>を取り上げるにあたり、(1)先行する国際的な展開、および(2)後行するドイツ消滅時効法改正との関連で、とくに同章が有する意義を再確認しておきたい。

(1) PECL第一四章（二〇〇〇年二月採択）に先行する重要な展開として、「国際物品売買における時効に関する条約」（一九七四年採択、一九八〇年修正議定書採択、一九八八年発効。以下、UNCITRAL条約）がある。この条約は、国連物品売買条約（CISG）に並行して審議され、実質的に、両条約一体として国際物品売買を規律することが企図されたものである。<sup>(6)</sup>取引実務における時効制度の重要性からくる当然の要請によるものであり、ヨーロッパ《契約法》原則の一部として時効制度がテーマ化されているのも、同じ理由による。

また、UNCITRAL条約に関してはオフィシャルな注釈が公表されているところ、それによれば、同条約の基本的な枠組みはPECL第一四章のそれと似通ったものとなっている。このことは、後行するPECL第一四章の内容が、独自の分析に基づく単発的・独創的提案ではなく、従前の国際的展開の上に位置づけられることを示すものといえる。

もつとも、UNCITRAL条約は、CISGの姉妹条約という性質上、適用範囲が国際物品売買に限られ、そのことを念頭に置いた規定も多い。<sup>(8)</sup>これに対してPECL第一四章は、時効制度を契約法・取引法の構成部分と理解する一方で、契約外の債権関係にも一般的に適用される時効制度として設計されている。<sup>(9)</sup>つまり、一般私法上の時効制度のモデルとしてはPECL第一四章が最初のものである。この観点からも、諸国の時効制度の発展にとって格好の比較素材といえるように思われる。<sup>(10)</sup>

(2) PECL第三部が採択された後、二〇〇二年一月には、ドイツ消滅時効法が改正された。<sup>(11)</sup>PECL第一四章の起草を担当したラインハルト・ツインマンが、ドイツ債務法改正プロセスのごく初期に消滅時効法改正に関する鑑定意見を提出した人物であり、さらに、ドイツ債務法現代化法討議草案の改定作業グループのメンバーだったことから容易に推測できるように、PECL第一四章とドイツ消滅時効法改正には、内容面での実質的な関連がある。<sup>(12)</sup>実際にも、ドイツ新時効法には、鑑定意見の当初からPECL第一四章にかけてツインマンが練り上げていった時効制度モデルが、完全にはないものの、骨格部分で採用されている——重要なものを挙げれば、時効期間の短期化(ドイツ民法一九五条)、主観的システムの拡張(同一九九条一項)、中断事由の整理削減と停止事由の充実(同一〇三―一二三条)がそれである。しかし、ツインマン自身は、このみずからの経験を次のように振り返っている。

「ドイツ新消滅時効法は、旧法や討議草案と比較すれば、相当良いものになった。しかし、これほど大掛かりか

つ重要度の高い改正だったことに見合う、満足のいくものだとはいえるのか。時効制度の設計において留意すべきは考え方の一貫性であるのに、このことが十分に配慮されていない。……最終的に仕上がったドイツ新消滅時効法に一貫性があるとは言えない<sup>14</sup>。」

改正作業の中核に携わったツインマーマンがこのような評価を下す理由はどこにあるのか。この点を探るには、右のような評価を導く際の準拠枠がどのようなものであるのかをまず確認する必要があるだろう。そして、それはとりもなおさず、現時点でPECL第四章に示された時効制度モデルである。

### 3 本稿の目的と順序

当然ながら本稿は、PECL第四章を追従されるべき時効制度モデルと考えるものではない。今後の日本消滅時効法のさらなる発展を展望するに際して、現行法の特色を見極めるための貴重な比較素材となりうる点にその意義を認め、分析と紹介を試みるものである。ツインマーマンの右叙述との関係でいえば、とりわけ、『時効制度の一貫性』とは何を意味するのか、それがPECL第四章の具体的準則とその体系性にどのように反映されており、どのように正当化されているのかという点を明らかにすることこそが、本稿の課題である。

そこで以下では、まず、PECL第四章の最大の特徴といふべき『統一的時効制度 einheitliches Verjährungssystem』を支えている基本枠組み——統一化が語られる契機、時効制度の正当化根拠、統一化のため採用された体系——を順次考察する（Ⅱ）。次いで、この基本枠組みを直接表明する準則と、それへの肉付けないしはさらなる考慮に基づいた準則との区別に留意しながら、具体的準則の構造を整理し、PECL時効制度の特徴を再確認することを試みる（Ⅲ）<sup>15</sup>。

(1) Ole Lando/Hugh Beale (eds.), *Principles of European Contract Law, Parts I and II*, 2000 [hierunter zitiert als „PECL I & II“]; Ole Lando/Eric Clive/André Prüm/Reinhard Zimmermann (eds.), *Principles of European Contract Law, Part III*, 2003 [hierunter zitiert als „PECL III“], 第一部「部の日本語訳として」、オーレ・ランドー・ヒュー・ピール編「潮見佳男」中田邦博・松岡久和監訳「ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ」(法律文化社、二〇〇六年)、第三部の一部分(序文、概観、第一章・多数当事者、第四章・時効、第五章・違法性)の日本語訳として、同志社大学ヨーロッパ契約法研究会訳「ヨーロッパ契約法原則」第三部(第一回〜第七回「最終回」)同法五七卷二号、五七卷三号、五七卷四号、五七卷七号、五八卷一号、五八卷五号、五九卷一号(二〇〇五—二〇〇七年)。

PECLの紹介、またはこれを比較素材とする論稿はすでに多数存在する。たとえば、高杉直「ヨーロッパ契約法原則について——国際私法・国際取引法の視点からの若干の考察」香川一六卷二号一三三頁(一九九六年)、潮見佳男「最近のヨーロッパにおける契約責任・履行障害法の展開(一)・(二)・完」——改正オランダ民法典・ドイツ債務法改正委員会草案・ヨーロッパ契約法原則「阪法四七卷二号二〇五頁、同卷三号五〇三頁(一九九七年)同「契約責任の体系」(有斐閣、二〇〇〇年)所収、渡辺達徳「ハードシップ(事情変更の原則)に関する国際的潮流——ユニドロワ国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則を素材として」新報一〇五卷六十七号二八二頁(一九九九年)、渡辺達徳「ヨーロッパ契約法原則の現在(覚書)——契約保障体系の考察に向けて」新報一一一巻七十八号三三七頁(二〇〇五年)、山岡真治「錯誤に関するヨーロッパ契約法原則とフランス債権法改正草案との比較」帝塚山法学二二号一四四頁(二〇〇六年)、野田和裕「分割履行契約の不履行と一部解除(一)——国連国際動産売買条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則およびドイツ法の分析を中心に」広法三〇巻一号五三頁(二〇〇六年)、齋田統「契約締結上の過失責任——ヨーロッパ契約法原則における規律を契機として」秋田四七二四八号一三九頁(二〇〇七年)、藤井徳展「ヨーロッパ契約法原則(PECL)における債権譲渡法制(一)——債権譲渡による資金調達という観点を中心に据えて——」法雑五三巻四号三六九頁(二〇〇七年)。PECLの成立経緯等の詳細については、これら先行文献で言及されているところに委ねる。

(2) Vgl. PECL I & II (Fn. 1), xxi-xxvii; PECL III (Fn. 1), xv-xvi.

(3) Vgl. PECL I & II (Fn. 1), xxvi.

(4) Vgl. Reinhard Zimmermann, *The Principles of European Contract Law as Contemporary Manifestation of the Old, and Possible Foundation for a New, Scholarship of European Private Law*, in: Florian Faust/Gregor Thüsing (Hrsg.), *Symposium in Honour of Hein Kötz: Beyond Borders: Perspectives on International and Comparative Law*, 2006, S. 111 ff. 種々異なる法概念・法技術により構成される各国法制度から『共通の核』

- が紡ぎ出される過程を理解するうえで、PECL各条に付された詳細なノート(比較法注釈)がとりわけ有用であることは、藤井・前掲注(2)三七五―三七六頁が指摘する通りである。そしてこの点が、国連物品売買条約(CISG)や、国際商慣習の実務的權威に裏付けられたユニドロワ国際商事契約原則(PICC)にはない特長でもある。PECLが有する比較法的意義については、潮見佳男「ヨーロッパ契約法とわが国における民法の現代化」比較六八号一五四頁(二〇〇七年)も参照。
- (5) 《Prescription》と題されたPECL第一四章が規定するのは、日本民法上《債権の・消滅時効》に相当する準則である。以下、本稿で「時効」という場合、とくに断らない限り《取得時効》の意味は含まない。
- (6) 両条約の経緯・概要については、曾野和明「国際売買における二つの条約の発効」ジュリ九二号九二頁(一九八八年)を参照。
- (7) その日本語訳として、曾野和明「国際的動産売買における時効に関する条約(一九七四年)注釈―付一九八〇年同条約修正議定書―」国際八七巻三三頁(一九八八年)。
- (8) 最も重要な例は、時効期間の長さ(条約八条/四年)と起算点(条約九条一項/請求権発生日)に関するルールである。《比較的短期の時効期間》と《客観的な起算点》という組合せの公平性は、適用範囲が物品売買契約当事者相互の請求関係に限定されることを前提にして初めて正当化可能であるとおもわれる(PECLがこれと異なる立場であること、およびその理由については本稿II 2-4およびIIIを参照)。
- (9) Vgl. PECL III (Fn. 1), xvii-xviii; Art. 14: 101 PECL.
- (10) 取引法分野の民事実体法研究において重要な国際的モデル法として、私法統一国際協会によるユニドロワ国際商事契約原則(PICC)があるが、その二〇〇四年版で《Limitation Periods》に関する第一〇章一カ条(ラポルトツールはベーター・シユレビトリム)が追加された。本来であればこの最新の成果をも視野に入れて考察を深めるべきであるが、PECLとPICCとの間にも適用範囲の相違(PICC C 10・一条一項を参照)があり、両原則を比較するにあたってはそのことを踏まえた考察が必要になる。したがって、本稿ではさしあたりPECLの分析に専念することとする。なお、ヨーロッパ契約法委員会とPICC作業部会との間には設立当初から密接な人的交流があるが、PICC二〇〇四年版の起草に際しては、ヨーロッパ契約法委員会での検討素材(ウインハルト・ツインマーマンが作成したポジション・ペーパー)が参考にされたことである。Reinhard Zimmermann, Die Einheit-Grundregeln der internationalen Handelsverträge 2004 in vergleichender Perspektive, ZEuP 2005, S. 268.
- (11) ドイツ消滅時効法改正を取り上げる日本語文献として、半田吉信「ドイツにおける消滅時効法の改正作業(一)・(二)・(完)」千葉一六巻三三頁一頁、同巻四号四五頁(二〇〇一年)、加藤敬介「ドイツにおける新たな消滅時効法」法学ジャーナル七十七号一頁(二〇〇五年)、

片山英一郎「ドイツ消滅時効法」早稲田大学大学院法研論集一一九号五七頁(二〇〇六年)。

- (12) Frank Peters/Reinhard Zimmermann, Verjährungsfristen: Der Einfluß von Fristen auf Schuldverhältnisse: Möglichkeiten der Vereinheitlichung von Verjährungsfristen, in: Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, Bd. I, 1981, S. 77 ff. 日本語文献として、半田吉信「消滅時効法改正に関するペーターズ、ツィンマーマンの提案(一)・(二)」下森定ほか編著『西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究』四五頁(日本評論社、一九八八年)。
- (13) ツィンマーマンによれば、討議草案改定作業グループでは、P E C L 第一七章(現第一四章)の草案ドイツ語訳(Zeub 2001, 400 ff.)が参照されたことである。ドイツ債務法現代化政府草案理由でもその旨が明記されている(Begründung zum Regierungsentwurf, Drucks. 146040, S. 96 und 103)。

- (14) Reinhard Zimmermann, The New German Law of Obligations: Historical and Comparative Perspectives, 2005, S. 157 f.; vgl. *idem*, Das neue deutsche Verjährungsrecht: ein Vorbild für Europa?, in: Ingo Koller/Herbert Roth/Reinhard Zimmermann, Schuldrechtsmodernisierungsgesetz 2002, 2002, S. 9 ff.

- (15) 以下で P E C L 第一四章の分析を試みるにあたっては、その内容が起草担当者ツィンマーマンの立場をほぼストレートに反映した内容であることを重視して、P E C L 第三部第一四章各条に付されたコメントおよびノートと並び、次の二文献を基本資料とする。Reinhard Zimmermann, „ut sit finis litium“, JZ 2000, S. 853 ff.; Reinhard Zimmermann, Comparative Foundations of a European Law of Set-Off and Prescription, 2002, S. 62 ff. 後者は、ツィンマーマンがヨーロッパ契約法委員会に提出した資料(ボジション・ペーパー)を加筆修正したものに先行する前者は、ドイツ消滅時効法改正に影響を与えることを意図して公表された、右ボジション・ペーパー総論部分のドイツ語訳である。また、P E C L 第一四章に至る連続性から、ペーターズツィンマーマン鑑定意見(前掲注(12))に対しても適宜参照支持を付す。

## II 統一的時効制度と主観的システム

一定期間が徒過すると債権者は債務者に履行を求めることができなくなるといふ法律制度は、細部は異なるにせよ各国に共通してみられる<sup>(16)</sup>。債権者の権利には財産的価値があるから、法的に強制できないとなれば債権者にとって財産上の

損失そのものである。それゆえ、この種の制度の実務的意義は大きく、正当な制度目的のもと、説得的で、かつ法的安定性と予測可能性を備えた準則が用意されなければならない。こうした要請に対しPECL第一章が提示するのが、《統一的時効制度 einheitliches Verjährungssystem》である。<sup>17)</sup> これは、この統一的制度を支える基本的枠組みの分析が主題である。<sup>17)</sup>

## 1 統一化の要請

### (1) 消極的契機

統一的な時効制度が要請される契機として、まず推測できるのは、前述のUNITRAL時効条約や消費者法関連のEC指令<sup>18)</sup>など国際的法統一に向けた動きが関係しているであろうことである。しかし、これらの動きじたいは、国際物品売買や消費者取引といった個別領域を対象にするものであるから、少なくとも、そこから直ちに時効制度一般の統一化が要請されるわけではない。むしろこれらの動きを受けて、より広い射程をもつ国内時効法を眺めたときに、そこに定められた準則があまりに複雑で理解困難であり、詳細な規定が用意されていないながら解釈上の問題を種々生じさせているという自国時効制度への反省、すなわち《細分的時効制度 differentiertes Verjährungssystem》への反省が、時効制度統一化の原動力である。<sup>19)</sup>

このような消極的契機を原動力に、未来に向けた時効制度の展開方向として《統一的時効制度》が初めて示されたのは、おそらく、フランク・ペータースとラインハルト・ツインマーマンによる鑑定意見<sup>20)</sup>においてである。ここでは、大要つぎの諸点が問題として指摘されていた。すなわち、①時効の対象となる請求権の範囲が広すぎることに、②三〇年という通常の時効期間が立法以降の状況変化（現代の生活環境）に照らし長過ぎること、③各種の請求権について用意さ

れた詳細な規定には時代遅れのものが多いこと、そればかりか、③規定の詳細化した不完全であるために規定の適用範囲の限界付けが不明瞭となり、規定の当初の目的から外れた拡張解釈や、構成概念の意義を歪める解釈がおこなわれていること、などである。<sup>21)</sup>

## (2) 統一可能な範囲（適用範囲）

細分的時効制度の傾向がとりわけ顕著であったドイツ旧消滅時効法だが、ツインマーマンは、理論的にみて統一的に扱われるべきでない権利が同一の時効制度に包摂されていることに、その一つの要因を見出ししている。<sup>22)</sup>そこで次に、P E C L時効制度ではどのような権利が、どのような理由で、統一の時効制度の枠組みから除外されているのか、統一の時効制度がどのような適用範囲のうえに描かれているのかを確認する。

規定上明らかなのは、《債務の履行を求める権利 right to performance of an obligation》が適用対象だということである（一四・一〇一条）。P E C Lでは、一貫して《claim》と表現されている。したがって、相手方による履行を必要としない権利——たとえば、物所有権など絶対権、婚姻する権利など身分上の権利、自由に対する基本的権利、抗弁的権利（履行留保権および代金減額請求権）等——には適用されない。これらは、社会の第一次的な基盤を形成する諸権利、もしくは成立済みの法律関係の均衡を維持する権利であり、特定の相手方に対し一定の履行を求める権利との間には、性質上根本的な違いがあるからである。<sup>23)</sup>

他方、時効の影響を受ける claim の発生原因は、契約に限られない。契約外の発生原因、たとえば不法行為または不当利得に基づく claim も、等しく適用対象である。<sup>24)</sup>しかしながら、相手方に履行を求める権利でも、絶対権等から派生し、その実現を目的とする権利は、適用対象外とされている。<sup>25)</sup>すなわち、claim の競合と法的安定・予測可能性の観点から

すれば、同一の時効制度の適用範囲に含めるべきclaimを契約に基づくものに限定すべきではないけれども、目的を異にするclaimは、当該異なる目的（たとえば所有権秩序⇨取得時効、身分関係秩序）のもとで体系化された時効制度に服すべきだとされている。<sup>26)</sup>

このようにしてPECL時効制度の適用範囲は、権利の性質と目的とにより、《債務関係に基づき、特定の相手方に一定の履行を求める権利⇨claim》に見定められている。日本の用語法によれば、《債権の時効》と表現してほぼ問題ないとおもわれるので、以下claimは債権と表記することとする。なお、右の理解から明らかのように、時効制度の適用範囲との関係では、ドイツ民法上の《請求権 Anspruchの時効》と異なる立場であることを再度確認しておくべきだろう。<sup>27)</sup>

## 2 時効制度の正当化根拠

### (1) 三つの法政策的考慮

時効制度は、債権者にとり財産剥奪に等しい効果をもたらす。それゆえに、過去において時効制度は不道徳な制度とみなされてきたし、日本で「時効の援用」を良心規定と理解する立場が存在するのもここに由来する。しかしながら、そうであれば当然に、本来権利の保証と実現に努めるべき民法がそれに逆行する制度を置いているのはなぜなのか、さらにその制度を防御方法として利用するか否かを債権者の意思に委ねる（たとえば日本の実体法説＋確定効果説）というのでは、もはや、法が使命を放棄している——債権者債権者間の自主的な問題解決に委ねている——に等しいのではないか、との素朴な疑問がわく（援用を実体法的効果発生条件と構成しても、実質的には同じである）。また、時効を法定証拠と理解する立場（純粹な訴訟法説）でも、一定期間が徒過したというだけで、債務消滅の強烈な証拠方法を債務者の手に委ねる以上は、実質的にみて、やはり同じ疑問が当てはまるだろう。すでに日本でも、星野論文を契機と

して一般に意識されているように、いずれの立場にせよ、債権者にとり過酷な効果をもたらす時効制度がどうして必要なのか、どのような正当化根拠のもとに時効制度が要請されるのかという根本問題に行き着かざるを得ない。<sup>29)</sup>

現在の日本では、いわゆる多元説が支配的考え方であるとされるが、取得時効（さらに長期と短期）と消滅時効の相違を意識して、一段具体化されたレベルで正当化根拠を理解するのが傾向である。<sup>30)</sup>そしてP E C Lでは、《債権》に限定された適用範囲のもと、次の三つの法政策的考慮によって時効制度が正当化されている。<sup>31)</sup>

#### i. 時間の曖昧化作用

一定期間経過後の債権者からの請求に対して債務者が直面する立証困難から解放する必要性である。債権者の請求に法的根拠がない場合（不当な請求）でも、債務者は、証拠散逸等によりみずからを防御できなくなる。この困難から債務者を解放してやる必要がある。<sup>32)</sup>

#### ii. 債務者の信頼保護

一定期間にわたり債権が行使されないことに対する債務者の信頼を保護する必要性である。長い間にわたって債権が行使されない場合、債務者には、債権者は当該債権の実現に関心がなく、もはや履行を要求されることはないとの信頼が形成され、債務者はその信頼のうえに行動することとなる。この信頼を法的に保護する必要がある。

#### iii. 公益的・訴訟経済的要請

最後に掲げられるのは、《争訟の終結は公共の利益である *interest rei publicae ut finis litium*》という格言を引き合いに出して掲げられるところの、債権をめぐる訴訟の長期化ないしは解決困難な訴訟の防止という、公益的・司法経済的考慮である。

こう列挙しただけでは、一見すると矛盾した、あるいは相互に不干渉な考慮が、日本の多元説と同じく併記されているにすぎないようにもみえる。しかしPECLは、債務者利益（考慮iおよびii）や公益（考慮iii）といった個別的法利益の保護それじたいを時効制度の正当化根拠と捉えてはいないようである。むしろ、これらの法政策的考慮が相互にどのように関連付けられるのが、PECL時効制度全体の体系ないし整合性、ひいては個々の具体的準則を説得力あるものとするバックボーンになっているようにおもわれる。そこで、この点につき若干の分析を加えておきたい。

## (2) 正当化根拠の分析

まず、考慮iとiiは、時効制度の目的を《債務者保護》に結びつけるものである。日本では、実体法説と訴訟法説のいずれを基本的立場とするかに連動して、真の弁済者保護（考慮i）と非弁済者保護（考慮ii）を相互排斥的に（すくなくとも、どちらかを優位に）捉えようとする傾向があるの<sup>33</sup>に對し、これらが並列的に掲げられているのは興味深い点である。もつともこれに関しては、一定期間が徒過したことにより、みずからが負担する（していた）債務をめぐり債権者との間で紛争を生じる可能性に曝される債務者（＝法的に不安定な地位に置かれた債務者）の保護、として包括的に捉えることも可能である。

右二つの考慮を合わせて、債務者の地位の不安定を考慮して債権者が法的手続きをとる途を遮断する趣旨と捉える場合には、あるいは公益的見地から裁判上の強制力（法的救済）を排除する趣旨といわれている英米の出訴期限（Limitation of actions）制度を想起させるけれども、比較法的にみて、一定期間の経過によって生じる法的不安定を手続レベルで除去するのか、実体的な効果（債権の消滅効）の付与を通じて除去するのかわりに、機能的差異はほとんど認められないことが指摘されている<sup>34</sup>。そしてPECLは、この機能分析を反映して、時効を実体法上の制度としつつ、

時効により債務者に抗弁（履行拒絶権）を付与するとの立場（時効の弱い効果）をとっている（一四・五〇一条一項<sup>35)</sup>）。日本では、時効が権利消滅原因として規定されていることから、当事者の援用を待たなければならぬことはいえ、債権消滅（時効の強い効果）の正当化如何が解釈上の主題とならざるをえない。しかし仮に、時効の効果（援用の必要＋相対効）の履行拒絶権としての機能を直視すれば、それによつて一定期間経過後の法的不安定から解放される利益は、真の弁済者ばかりでなく非弁済者にも認められうる。PECLが考慮i・iiを併記している点も、このような角度から理解可能であるとおもわれる。

次に考慮iiに関して、日本でも、長期の権利不行使<sup>ii)</sup>継続した事実状態、ないしはそれへの社会の信頼を保護する必要性（その裏面で、権利喪失の正当化としての、権利の上に眠る者は保護に値しない）との存在理由が掲げられる<sup>36)</sup>。しかし、PECLが掲げる考慮iiは、これらとはややニュアンスを異にするようにおもわれる。この中で述べられているのは債権者の利益に対置された債務者の信頼保護であるが、《継続した事実状態の保護》は、社会一般の取引安全ないしは社会秩序の維持という観点で説かれることがあるからである<sup>37)</sup>。また、日本の法定証拠説がその実体法的基础として述べる、継続した事実状態は真実の権利関係を反映している蓋然性が高いという視点も、PECLの叙述から読み取めることは難しい。このような視点は、むしろ、不当請求に対する立証困難の問題として考慮i（時間の曖昧化作用）において考慮されていると考えられる<sup>38)</sup>。こうしたことからすると、この考慮iiは、継続した事実状態を法的に正当と確定することが社会的に好ましいという公益的な観点からではなく、債権者の利益と債務者の信頼との間で後者の優越を認めるとの観点（当事者利益の比較衡量）からの考慮と理解できるであろう<sup>40)</sup>。

しかし、考慮iおよびiiに表明された《債務者保護》が時効制度の存在理由だとしても、債権者の負担において債務者を立証困難から解放し、あるいは、事実状態の継続に対する債務者の信頼を債権者利益に優越させることがどうして

正当化されるのかという点は、なお不鮮明である。このままでは『法は何事をもなし得る』にしても、あまりにもドラスティックにすぎる』との批判<sup>41</sup>を避けられないだろう。この疑問に応じるのが、考慮iiiである。

先にも触れたように、日本では、『継続した事実状態の保護』とは公益ないし社会秩序維持だと理解するものがある。しかし、除斥期間の進行停止をめぐる議論や、時効制度にも援用や中断など当事者意思に着目した制度が置かれていること（こうした制度はもちろん日本に限られないし、PECLも例外ではない）をも考慮するならば、公益それじたいが債権者利益に優先する価値をもつという理由で、時効制度が正当化されるとは考えにくい。むしろ考慮iiiは、一面では、債務者の立証困難または信頼形成（考慮iおよびii）によって生じる解決し難い紛争の回避という、債権者保護の積極的正当化根拠としての側面を有し、同時に他面では、ある債権関係をめぐって債権者利益に対立する債務者利益が形成される局面において、時効制度が債務者保護を決定する場合には、両利益の均衡確保が要請される——時効制度によって、逆に紛争が助長されてはならない——という意味での、消極的な正当化根拠の側面をも有していると理解できる。<sup>42</sup>

以上の分析から、PECL時効制度の立場をまとめてみると、次のように整理できるだろう。まず、時効制度の目的は、時の経過によって生じる債権者債務者間の法的不安定の解消（考慮iii）である。そして、この法的不安定をもたらしているのは、時間の曖昧化作用による立証困難（考慮i）と、継続する事実状態に対する債務者の信頼（考慮ii）であるところ、この不安定を取り除く——一方では立証困難から債務者を解放し、他方では債務者の信頼を保護する——ことで債権者債務者間に法的安定をもたらすことが、時効制度の目的である。したがって、その反面では、時効制度が債務者保護に偏重する（その結果、逆に紛争を助長する）ことがあってはならず、両利益の均衡が図られる限度でのみ時効制度は正当化される。

### 3 債権行使機会の保障（利益の衡量）

以上のように、一方で《債務者保護》を目的とする時効制度においては、他方に対立する《債権者利益》との均衡を如何に図るのがか、時効制度を正当化するうえで最も重要な課題となる。債権を行使する公平な機会を保障することには——まして、立証困難や信頼形成が実際上存在しない状況においてまで、債務者が時効制度の保護を享受することを認めれば——それは過剰な保護であり、債権者が実質的な利益不均衡に動機付けを得て提訴に及ぶのを助長することとなって、結果的に時効制度の目的に反することになるからである<sup>43</sup>。そこで、具体的準則を定立する前提として次のことが問題となる。すなわち、時効期間を法技術上重要な要素とする時効制度において、どのように債権行使機会を保障するのが適切であるのか、その考えうるシステムのもとで《統一的時効制度》はほんとうに可能か、という問題である。

#### (1) 時効制度の五要素

この問題を考える際にツインマーマンが注意を喚起するのは、法技術上の要素の密接な関連性である。すなわち、時効制度は、《時効期間の長さ》、《起算点》、《進行停止事由》、《更新事由》、および《時効に関する合意の許否》の5つの要素から成り立っている。そして、たとえば時効期間の長短は、合意による修正をどの程度許容するのか、起算点をどうするのか、どのような場合に停止・更新が認められるのかによって、適切な期間の長さは異なってくる。したがって、債権者債務者間の利益均衡を個々の技術的要素ごとに考慮するのは不適切であり、五要素の関連のなかで適切な利益衡量が具体化されるよう配慮しなければならない<sup>44</sup>。

(2) 債権の性質ごとの時効期間（消極）

もつとも、各国の時効規定において、債権行使機会の保障がどのように考慮されているのかをみると、現実には、一般的な長期時効期間（多くは、二〇年ないし三〇年）を規定したうえで、個別の債権について例外的な短期時効期間を多数規定するという状況が確認されている<sup>15)</sup>。

① 細分的時効制度の問題性

この方法だと、規定の複雑化は避けられないから、それだけでも当事者にとっては見通しの悪い制度である。しかしそれ以上に憂慮されているのは、次のような問題を覚悟しなければならないことである。すなわち、個々の時効規定が適用されるか否かについて解釈上の疑義が生じうること、とりわけ、適用領域を接する複数の時効規定について適用範囲の限界付けをめぐる紛争が生じうること、そして、ある時効規定の適用が不合理だと考えられる場合に、当該規定の適用を排除してより適切な規定を適用するための解釈上の操作がおこなわれる——それによってより複雑な法状況もたらされる——危険があることである。これら予想される問題はいずれも、成立から一定期間を経過したことにより債権者債務者間に生じる法的不安定を解消するという、時効制度の正当化根拠に反するものである。

② 法的価値判断の非一貫性

それでは、このような問題が生じないようあらかじめ配慮して規定できるならば、（法律素人には理解しづらい複雑な規定になるにせよ）問題がないのか。これについても、三つの観点から否定的に評価されている。第一は、時効が問題になる局面には当事者間の法律関係（たとえば、契約の成否）じたいが不分明になっている場合があることを考えれば、問題の債権が契約の履行を求める権利なのか、損害賠償請求権なのか、不当利得に基づく返還請求権のかを債権者自身が認識できていないという場合がありうる。このような地位に置かれた債権者の債権行使機会を、それぞれ異なる

る時効期間のもとで保障するというのは説得的ではない。第二に、適用範囲の限界付けがあいまいになる危険性(前述)に関連して、とくに契約上の債権について契約類型ごとの規律を設けるとしても、契約類型を完全にリストアップできないことである(ドイツの、売買、請負、雇用のルール)。第三は、同一の事実のうえに債権が競合する場合に、やはり債権の種類ごとに異なる期間において行使機会を保障するというのでは説得力を欠くであろうことである。<sup>(47)</sup>そして、これらがやはり紛争の要因となるであろうことは、容易に想像できる。

#### 4 主観的システム

債権の性質ごとの時効期間を考えることが細分的制度⇨紛争の温床につながり、また、紛争が生じないよう十分配慮した規定を整備できるとしても、債権行使機会の保障という観点からみて法的価値判断が一貫しない結果となる。そこで、ツインマーマンそしてP E C L第一四章が採用するのが、次の三つの特徴からなる《主観的システム》である。

- i. 時効期間の短期化
- ii. 時効期間の統一化
- iii. 認識可能性基準の一般化

主観的システムが採用される理由は、一方では、このシステムのもとで統一的制度が可能になることで時効制度の正当化根拠に適合する法的安定性・予測可能性がもたらされること、他方では、時効制度の正当性を担保する債権行使機会の保障について一貫した整合的な法的価値判断を示すことができることに求められる。右に掲げた個々の特徴に関連付

けて整理すれば、次のようになるだろう。

まず、時効期間の《短期化》という場合、古典期後以来の法伝統を受け継ぐものとされる三〇年の時効期間が前提になっている。ペーター・ス・ツインマーマンの鑑定意見でも指摘されたように、現代社会の生活環境に照らして（さらにいえば、これほど長期の期間が中断や停止の影響を受けるとすれば）長きに失することから、保護されるべき債務者利益（立証困難と、債権不行使に対する信頼形成）を認めるのに合理的な期間へと短縮することが要請される。

もつとも、時効期間が比較的短期に設定される場合には、債権行使機会を保障する必要から、債権者に債権行使を期待できない場合は時効期間が進行することはないとの手当てが不可欠である。その際の基準として、債権者がみずからの債権が行使可能であることを認識していたか否か（債権者の主観的事情）に照準が合わせられる——主観的システムと称される所以である。なお、主観的システムのもとでは、具体的な時効期間の長さは、債権者がみずからの債権について知っている場合に債権行使を期待できる期間が考慮される。

最後に、一般的に考えると、一定の期間が経過したことで債務者が直面する状況（立証困難および信頼形成）は、負担している債務がどのような性質のものかによって異なるものではない。また、債権者に対する債権行使の期待も、認識可能性基準 *discoverability criterion* が採用される限り、債権の性質によって異なるものではない。そうすると、時効期間は債権の性質を問わず統一的に定めることが一貫する。そして、これによって、債権者債務者の行動基準としての明確さが増すとともに、時効制度じたいの法的価値判断の一貫性が保持される、というのが PECL の姿勢である。<sup>48</sup>

(16) 各国法状況に関しては、Ewoud H. Hondius (ed.), *Extinctive Prescription: On the Limitation of Actions* (Reports to the XIVth Congress, International Academy of Comparative Law, Athens (Youlagnan), Greece, 31 July-7 August 1994), 1995 が、一六カ国（オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、イングランド、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、オランダ、ニュージーランド、加ケベック州、ル

「マニア、トルコ、アメリカ」についての情報源として便利である。同書は、各国法状況の個別紹介にとどまらず、多分に技術的・政策的要素が絡み合う時効法制において、各国法制が直面する問題（多くは各国に共通する問題）に対してどのような解釈論的・立法的対応がされているのかを付き合わせ、その技術的枠組みの傾向をえぐり出そうとする試みである。

(17) P E C L 時効制度を貫く枠組みを直接表明する準則をあらかじめ挙げておくと、一四・一〇一条（債権の時効）、二〇一条（一般的時効期間）および二〇三条（時効期間の起算点）、三〇一条（債権者が認識を欠く場合における時効期間の進行停止）の四カ条である。条文等訳は、前掲注1に掲げた文献に委ねる本稿IIに関連して適宜参照された。

(18) ヌヘン Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985（製造物責任指令）。

(19) Vgl. *Peters/Zimmermann* (Fn. 12) S. 186 ff.; *Reinhard Zimmermann, Germany* (national report), in: Hondius (Fn. 16) S. 173 f. 544. インタラントにオランダ、同様の事情を契機として出訴期限法改革が進行中である（vgl. *Limitation of Actions*, Consultation Paper No. 151, HSMO, 1998; Law Commission, *Limitation of Actions* (Law Com No. 270)）。

(20) *Peters/Zimmermann* (Fn. 12)。

(21) Vgl. *Peters/Zimmermann* (Fn. 12) S. 285. なお、ヘータース・ツィンマーマン鑑定意見の提案は、一九九二年の債務法改正委員会草案には大部分が採用されなかったものの、その後二〇〇〇年の債務法現代化法討議草案に大きな影響を与え、その後も、時期を同じくして進行していたP E C L 第一七章（現第一四章）の作業成果を付け加えるかたちで、最終的に新時効法が成立するまで影響を及ぼし続けた。ドイツにおける経過については、半田・前掲注（11）、下森定＝岡孝編『ドイツ債務法改正委員会草案の研究』一八七頁以下〔岡孝・辻伸行〕法政大学現代法研究所（一九九六年）；Heinz-Peter Mansel, Die Reform des Verjährungsgesetz, in: Wolfgang Ernst/Reinhard Zimmermann (Hrsg.), *Zivilrechtswissenschaft und Schuldsrechtsreform: Zum Diskussionsentwurf eines Schuldrechtsmodernisierungsgesetz des Bundesministeriums der Justiz*, 2001, S. 333 ff.; Reinhard Zimmermann/Detlef Leenen/Heinz-Peter Mansel/Wolfgang Ernst, Finns Litium? Zum Verjährungsrecht nach dem Regierungsentwurf eines Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes, 12 2001, S. 684 ff. を参照。

(22) Vgl. *Peters/Zimmermann* (Fn. 12) S. 186. 545. 改正後のドイツ消滅時効法にこの「Zimmermann (Fn. 14) S. 131 ff.」指摘も参照。

(23) Vgl. P E C L III, Intro. §5 at xvii; Art. 14, 101 cmf. C & D. なお、P E C L は、契約を取り消す権利、契約を解消する権利、不履行に対する救済手段としての履行請求権について「合理的な期間内」の行使を要求する期間制限規定を置くが（それぞれ、四・一一三条、九・三〇三条、二項、九・一〇二条三項を参照）、われらは時効期間ではなからなければならない（vgl. P E C L III, Art. 14, 101 cmf. D.）の点に A E C L J A D I C C は適

用範囲を異にしてる (vgl. PICC, Art. 10:1 cmt. 1)。

- (24) Vgl. PECL III, Art. 14: 101 cmt. D. 同一の事実のうえに競合しうるこれらの claim は可能な限り同一に取り扱われるべきであり、そうでなければ法的安定と予測可能性が確保されないというのがその理由である。これは、同一の時効制度の適用範囲に含める論拠 (一般的時効制度の論拠) であるとともに、時効制度内部で統一的な制度に服させるべき論拠 (統一的時効制度の論拠) でもある (本稿 II 3)。

- (25) Vgl. PECL III, Art. 14: 101 cmt. D.; Peters/Zimmermann (Fn. 6) S. 186, 287.

- (26) Zimmermann (Fn. 14) S. 131 ff. ツィンマーマンは、ドイツ新消滅時効法についてもなお次のように述べている。「物権的返還請求権は、絶対権たる所有権に完全な効力を与えるために認められる請求権である。したがって、……絶対権そのものと運命を共にするべきである。……ある物を長期間占有した者の利益が所有者の利益に優先しうるのか、どのような状況のもとでそれが認められるのか——言い換えれば、公共の利益 public interest の要請として事実状態 *sicatus quo* の承認が求められるのか、どのような状況であればそれが要請されるのか。この問いに対してこそ統一的な答えが要求される」といい、また、親族・相続法上の請求権 (§197 Abs. 2 BGB) についても、「新規定の起草者らは、民法第四編 (親族法)・第五編 (相続法) に置かれた時効に関する特別を……整理し、親族法や相続法の領域について可能な限り統一化を図るべきであるとの提案を取り上げなかった」とする。

- (27) もっとも、時効の効果との関係では、PECL においても請求権 *Anspruch* 概念が意味をもつ (PECL 第三部のドイツ語版では、*claim* は *Anspruch* と訳される)。

- (28) 星野英一「時効に関する覚書き——その存在理由を中心として——」同『民法論集四卷』一六七頁 (有斐閣、一九七八年)。

- (29) 本文のいずれの理解にしても、時効制度を十全に正当化できているのか疑問が拭えず、それだからこそ解釈上の一貫した価値基準が明確に示し得ないのではないか (解釈論と実際の機能が接合していないのではないか) との問題意識に出たものが、星野論文 (前掲注 28) であるとおもわれる。

- (30) 日本における議論の全般については、松久三四彦「時効制度」星野英一ほか編『民法講座第一卷』五四一頁以下 (有斐閣、一九八四年) を参照。

- (31) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 62 ff.; PECL Art. 14: 101 cmt. E. ツィンマーマンが『統一的時効制度』への指向を示しはじめたのは一九八二年の鑑定意見以降であるが、それを支える正当化根拠として PECL が掲げる三つの考慮は、出訴期限制度改革に関するイングランド法律委員会報告書 (*Limitation of Actions, Consultation Paper No. 151, HSMO, 1998*) に示唆を得たものよびである (vgl. Zimmermann (Fn. 15)

9. 63)。他方、同報告書の外国法調査ではドイツ法も取り上げられ、旧規定下の複雑な時効制度に対する一般的消極的評価とともに、当時の改正動向として、債務法改正委員会草案が《細分的時効制度》を捨て去らなかつたことへのツインマーマンの消極的評価、およびベーター・スツインマーマン鑑定意見の提案内容への言及がある（Op 151, paras. 10, 14-17）。結果的に、同報告書の提案内容が P E C L の《統一的時効制度》と非常に似通つた内容であることにつき、後掲注 39 を参照。

(32) この考慮は、ドイツ民法典起草者にも時効制度の主たる存在理由として採用され、古くユス・コムーネの時代から学説が表明してきたものである。ツインマーマンがいくつかの論稿で繰り返し引用するのは次の一節である。すなわち、「時効は、権利を基礎付け、または権利を消滅させる。…時効法にはこのような効果が与えられるというだけでなく、時効法は真実を認めるものである。この真実とは、たんに法の命令によって認められるというものではない。時間は力であり、人の心情は時間の力から逃れられない。つまり、長く継続した事柄が、確たるもの・覆し得ないものと捉えられるのは、ただそれが存在したがゆえである」(Bernhard Windschait/Theodor Kipp, *Lehrbuch des Pandektenrechts*, 1906, § 105, S. 544 ff.)。

(33) 松久・前掲注 30 五五三頁以下を参照。

(34) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 69 ff.; PECL, Art. 14: 101 n.2. すべても指摘されているように、時効制度が実体法上の制度か手続法上の制度かが実質的問題を提起するのは、むしろ国際私法上の原則との関係においてである(曾野・前掲注 6 九四頁も参照)。

(35) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 72 ff.

(36) 松久・前掲注 30 五五四頁を参照。

(37) たとえば、内池慶四郎、「時効における援用と中断との関係」法研三〇巻六号三四頁(一九五七年)。なお、星野・前掲注 28 一七三頁以下も参照。

(38) 星野・前掲注 28 一八七頁以下の指摘を参照。

(39) 前掲注 32 も参照。

(40) ここではやや控え目に表現しているが、後の分析においてこの点はある程度確証されうるとおもわれる。

(41) 星野・前掲注 28 一七九頁。

(42) Vgl. PECL, Art. 14: 101 cmf. E. Zimmermann (Fn. 15) S. 77a. 考慮 i と ii は債務者保護に照準を合わせるものである(これらのみからは徹底した債務者保護が要請される)のに対し、考慮 iii は両義的 ambiguous であるとし、強力な効果を持ち過ぎる法制度は、一方に与えられる利益

を他方から奪いとる)ならにいえば、実際の意義が認められない権利を付与する) という全く一貫しないこととなるし、むしろ性急な債権行使や不要な訴訟を助長するなどして、公共の利益に反する結果になるとする。

(43) Comp. S. 77; なお、債権を行使する公平な機会さえ確保されれば、債務者が時効制度の利益を享受することが本来に正当化できるのかという点は、議論の余地があるだろう。すでに、信頼保護に対する民法の立場と整合しない可能性が指摘されている問題であり、時効における債務者善意要件の復活を考える必要はないのか。これについては、good faith Case 22

(44) Zimmermann (Fn. 15) S. 76f.

(45) Vgl. PECL Art. 14:201 n.2.

(46) Vgl. PECL Art. 14:201 cmt. A; Zimmermann (Fn. 15) S. 79-81. ドイツの瑕疵担保責任の期間制限をめくり、損害概念の解釈操作を用いた複雑な議論が生じた<sup>1)</sup>とはよく知られている (Zimmermann (Fn. 14) 133 ff.)。

(47) Vgl. PECL Art. 14:201 cmt. A; Zimmermann (Fn. 15) S. 81-85.

(48) もっとも、最後の点については、後発的・潜在的損害についての賠償請求や子どもに対する性的虐待に基づく損害賠償請求、比較的一般的な問題として人身損害についての賠償請求などに関しては、債務者の直面する状況は同一とはいえず、債権者側の事情 (債権が保障しようとする価値) は他の場合と大きく異なる場合がありうる。この種の問題が PECL でのように位置づけられているのかについては、後述 III 3 (1) を参照。

### III 具体的準則の構造

以下では、主観的システムのもとに体系化された具体的準則の構造を整理する。もっとも、PECL そのものが法比較分析の成果であり、準則の整理・配列において体系的性が強く意識されていて、各条項に詳細なコメントおよびノートも付されている。したがって、個々の規定の趣旨を繰り返し確認することは本稿の目的となり得ない。ここでは、II で確認した枠組みを直接表明する準則 (III 1) と、さらなる考慮を付加して導かれる準則の区別を意識した整理を試み、

PECL時効制度の制度的特徴を確認してみたい。後者に関してはとくに、中断事由と停止事由の再編(Ⅲ2。これは、現行ドイツ消滅時効法にも大きな影響を及ぼしている)、特別な考慮を要する一定の債権に関する準則(Ⅲ3)、そして、時効に関する合意の許否の問題(Ⅲ4)に分けて整理する。

### 1 主観的システムを直接表明する準則

PECLでは、時効制度の正当化根拠は、一定期間の経過により債権者債務者間に生じる法的不安定を両当事者の利益の均衡が確保される限度で取り除く、という点にある(Ⅱ2)。そこから、多くの諸国にみられる立法形式Ⅱ細分的制度を拒絶して統一的な主観的システムを採用すべきことが導かれる(Ⅱ3および4)。そして、この点を直接表明する準則によって、PECL時効制度全体の一貫性・整合性が決定付けられている。<sup>(49)</sup>

#### (1) 一般的時効期間および起算点

PECLは、適用範囲にある債権一般につき三年という短期の時効期間を規定する(Ⅱ4:20一条)。このような短期間を《一般的》時効期間とするのは、時効制度の正当化根拠に照らし、統一化による制度の明快さが要請されるからであること、また《短期化》に関しては、制度の正当化根拠のうち債務者保護の側面に照らし、ローマ法以来の比較的長期の時効期間を短縮することが要請されるからであることは、すでに確認した。このうち後者について、実際にも、長期(二〇〜三〇年)の原則的時効期間を規定する法制においても、各種債権について例外的な短期時効期間が多数規定され、実際の適用領域の大部分はこれら特則(短いものは六ヶ月、およそ二〜六年の範囲内)に支配されていることが指摘されている。<sup>(50)</sup> もっとも、なぜ三年かという点については、ある程度恣意的な選択とならざるをえない。<sup>(51)</sup> ここでは、

前記の国際的傾向に加え、製造物責任指令一〇条一項の参照のもと、三年という期間が選択されたにすぎない（鑑定意見では二年が提案されていた）。

時効期間の長さに込められる法的価値判断は、当然ながら、起算点をいつに定めるかによって大きく変化しうる。日本でも、時効をめぐる紛争において起算点論が一大争点を形成してきたことはその証左である<sup>(33)</sup>。とりわけ、債務者保護の観点から比較的短期の期間を選択するPECLでは、他方に対立する債権者利益との調整（認識可能性基準の具体化）がのこされている。しかしPECLは、この問題を起算点では扱わずに、時効期間は「債務者が履行を実現するべき時」から進行を開始するとしている（一四・二〇三条一項。念のために補足すると、日本で多分に解釈の余地を生じさせている「権利を行使できる時」よりも厳格に、履行期のことである）<sup>(34)</sup>。

## (2) 債権者が認識を欠く場合における進行停止（一四・三〇一条）

このように、三年の期間を履行期から起算し、《債務者保護》を徹底する準則の背後には、次のような考慮がある。

第一に、債権者債務者間に生じる法的不安定は、一定期間の経過による曖昧化作用ないし債務者における信頼形成である。これらの不安定は、最終的には債権者利益との均衡のうえにでなければ保護されるべきではないけれども、第一的には、請求を受けるかもしれない状態が一定期間継続したという事実から生じるものである。逆にいうと、債権者がみずからの債権を認識していたとしても、いまだ履行期になれば、その認識時点から法的不安定が形成され始めるとはいえない。したがって、債権者の認識有無は、時効期間の起算に関連付けられるべき必然性はないと考えられる。第二に、そう考えると、認識可能性基準は、時効期間の起算にはなく、時効期間の進行に影響を与える事由の一種として、同じく債権行使機会の保障を根拠とする不可抗力その他の進行障害事由と同一に取り扱うことが体系上整合的で

ある。第三に、仮に認識可能性基準を起算点に関連付けた場合には、実際の訴訟では、時効の完成を立証すべき債務者が債権者の認識についても立証責任を負担することになる。しかし、瑕疵のある履行に基づく請求や人身損害に基づく損害賠償などの場合にはとくに、債権者の領域に属する事柄について困難な立証を要求することとなる。履行期後の一定期間の経過による法的不安定除去が債務者保護の観点から要請されるのならば、債務者としては履行期の到来とそこから一定期間の経過を立証すれば足り、債権者利益の観点からその評価を覆す事情（みずからの債権について知り得なかつたこと）については債権者に立証させるべきである——債権者はみずからの債権のことを知っているのが通常で、それを知り得ないのは例外的状況であるとすればなおさらである。<sup>65</sup> 以上の考慮からPECLは、債務者が誰であるか、および債権の発生原因となる事実について「債権者が……知らず、または合理的にみて知ることができない間」は、時効期間の進行が停止するとの準則を置き（一四・三〇一条）、認識可能性基準を進行停止事由において具体化している。

なお、起算点と進行障害事由のいずれに関連付けるのかにかかわらず認識可能性基準を採用することじたいに起因する不確実性へのPECLの態度決定は、II 4で確認したとおりである。そこから、規定上も、具体的債権者の認識欠如ではなく、《認識欠如の合理性》が求められている。もつとも、実際に適用する際に、どの程度の認識があれば時効期間の進行に影響を与えないと判断されるのかについては、PECLに基準は示されていない。

### (3) 上限期間

一方で比較的短期の時効期間を客観的時点（履行期）から進行させ、他方で認識可能性基準に基づく進行障害事由とどうかたちで債権行使機会を保障する場合には、いつまでも時効期間が徒過しない事態が生じうる。しかし、これは時

効制度本来の正当化根拠に適合しないため、このような事態への歯止めとしてPECLが用意するのが「時効期間は〇年を超えることができない」との上限期間long stopの準則である（一四・三〇七条）。

比較法的には、客観的システムに基づく長期時効がそのような機能を有し、上限期間制度は国際的にも支持されうると指摘されている<sup>(56)</sup>。もつとも、一四・三〇七条は時効期間ではなく時効期間の上限を定める規定であるから、この期間が進行障害事由の影響を受けることはない<sup>(57)</sup>したがって、機能的には除斥期間に近い。しかしながら、注意を要するとおもわれるのは、上限期間が、あくまでも債権者債務者間の利益の均衡点として——認識可能性基準による債権者利益への偏りを再度調整する目的で——要請されていることである<sup>(58)</sup>（その意味で、伝統的な除斥期間の理解とは異なる）。このことは、人身損害についての賠償請求権につき上限期間の特則を設けるべきか否かにも影響を及ぼしているので、そこで再度触れることにしたい（後述Ⅲ3(1)）。

なお、上限期間が、三年の時効期間とは別に進行する期間とされなかったのは、統一化による明快さの要請によるものであるが、このような規律方法が可能になったのは、時効期間の起算点を客観的時点（履行期）としたことの派生的メリットである<sup>(59)</sup>。また、原則的な上限期間が一〇年である理由は、時効期間の際と同じく、国際的な短期化傾向と製造物責任指令一一條の規定が参照された結果とされている<sup>(61)</sup>。

## 2 時効期間の伸長および更新

### (1) 総説

PECL時効制度の骨格core regimeはⅢ1でみた四カ条に集約されている。残る準則は、この骨格への肉付け、ないしは個別に例外的な扱いを要する場面に関する準則といえることができる。以下、債権者の認識欠如以外の時効期間の

進行障害に関する準則の概要を整理してみよう。

時効期間の進行障害について P E C L は、『進行停止 suspension』、『満了延期 postponement』、『更新 renewal』という三種の制度を設けている。これらは、大陸法系の法制度において時効停止・時効中断の制度として認められてきたものを、各事由が時効期間に及ぼすべき影響を考慮したうえで体系的に整理しなおされたものである。右三種の制度は、それぞれ次のような効果を有する。

i. 進行停止……進行停止事由が存続しているあいだ時効期間の進行が停止し、当該事由が止んだ時から残りの期間が進行する。

ii. 満了延期……満了延期事由が存続しているあいだも時効期間は進行するが、時効期間満了前一年以内に当該事由がなお存続している場合には、当該事由が止んだ時から一年が経過した時点で時効期間が満了する。

iii. 更新……更新事由が生じた時点から、新たな時効期間が進行を開始する。

## (2) 具体的準則

### ① 進行停止

規定上は、すでにみた債権者の認識欠如（一四・三〇一条）のほか、裁判その他の手続きの開始（一四・三〇二条）、債権者の支配を超えた障害がある場合（一四・三〇三条）が規定されている——ただし、裁判手続きについては別段の考慮に基づく（本稿Ⅲ3(2)）。裁判手続きを除く二つの事由は、『訴えることができな者に対して時効は進行しない

*agere non valenti non currit prescriptio*》という原則に基づくものとされ、短期の一般的時効期間による債務者保護との関係において債権者の利益（債権行使機会）の保障を目的とするものである。<sup>(63)</sup>

もつとも、みずからの債権について認識を欠く債権者と、認識はしているが障害により事実上債権を行使できない債権者との間では、それぞれの停止事由が止んだ時点以降どれだけの期間を保障するべきかについて、異なる評価が下される。すなわち、支配を超える障害によって債権行使ができない場合に時効期間が進行を停止するのは、時効期間満了前六ヶ月内に発生した障害が継続する間に限られている（一四・三〇三条二項）。その結果、あたかも最長六ヶ月の猶予期間が与えられる満了延期にも似た内容となっている——しかし満了延期事由とはされなかった。<sup>(64)</sup>

② 満了延期

日本でいう「時効の停止」（民法一五八―一六一條）に似る制度であるが、三つの事由が規定されている。もつとも、全てが同一の根拠に基づくわけではない。それぞれの規定内容と趣旨を掲げると、次のようになる。

- i. 債権者債務者間で交渉がおこなわれる場合……交渉終了時から一年の満了延期／（趣旨）交渉の促進。
- ii. 無能力者に代理人がない場合……無能力でなくなるか代理人が付された時から一年、代理人との間の債権関係については無能力でなくなるか新たな代理人が選任されてから一年の満了延期。無能力者が債務者である場合にも適用あり／（趣旨）訴えることのできない者に対して時効は進行しない。
- iii. 相続の場合……相続人または相続財産の代理人による債権行使が可能になった時から一年の満了延期。相続債務についても適用あり／（趣旨）訴えることのできない者に対して時効は進行しない。

交渉以外の二つの事由は、時効期間の進行停止（債権者の認識欠如、および債権者の支配を超える障害）と同様の趣旨に出るものとされる<sup>(65)</sup>。しかし、無能力であるかまたは代理人が付されていなかった期間、または相続財産について債権を行使し債務を履行すべき者がいなかった期間全部について時効期間の進行を停止させ、履行期後三年の期間にこれを加算することは、行き過ぎであるというのがPECLの立場である（しかし、比較法的には、むしろそのような立場が多いと指摘されている<sup>(66)</sup>）。特筆されるべきなのは、これら準則を正当化する文脈での次の考慮である。すなわち、「債権者が未成年者である場合に、その債務者は、最も短くても、債権者が成年に達してからさらに三年が経過するまでは債権を行使される状態に置かれるとすれば、取引の安全があまりに重大な危険にさらされることとなり、均衡を失する。取引安全の観点からすれば、第三者の利益に対して未成年者の利益を優先させることはできない<sup>(67)</sup>」。ここには、時効期間の進行に影響を与える制度（一四・三〇一、三〇三、三〇五、三〇六条）が、債務者保護に対立する債権者利益の保障という共通の観点に出るものであることが明確に示されているといえよう<sup>(68)</sup>。そして、進行停止が満了延期かの技術的選択の背後には、一貫して、債務者保護を表明する短期時効期間の進行に対しどの程度の影響を及ぼすことが、債権者利益の保障として合理的かという視点が存在しているようにおもわれる。

なお以上に対し、交渉の場合の満了延期は、法政策上望ましい当事者間の交渉を促進するため、交渉決裂後の時効主張を認めない趣旨に出るものであり、信義則から派生する準則であるとされている<sup>(69)</sup>。したがって、他の進行停止・満了延期事由とは異なる趣旨に出るものであり、交渉決裂後に債権者が権利行使をするや否やを決断するのに必要十分な期間として、一年の満了延期とするのが合理的であると説明されている。

### ③ 更新

以上のように、PECLの進行停止・満了延期制度は、債権者債務者間の利益衡量判断が柔軟に反映されたものとな

っている。これに対し更新（中断）の制度は、それが認められる時点で時効制度に根本から干渉するものであるため、時効制度による債務者保護が不要と評価しうる事由にしか認められないとされている。具体的には、債務者による承認（一四・四〇一条）と、債務名義に基づく強制執行の申立て（一四・四〇二条）である。前者については、債務者が債務を承認する場合には、債権不行使に対する債務者の信頼保護という正当化根拠がもはや存在しないうえに、弁済の事実の立証困難をもたらす債権関係の不明確性も大きく減少するからである。この二つの事由が更新の効果を有することについては、比較法的にも広く支持されているとされており、日本も同様である（民法一四七条）。

逆にいえば、PECLでは、これら以外の事由に更新の効果を認めるべきではないとされる。比較法上の傾向に反してPECLが更新事由と認めない（進行停止事由とする）のは、訴えの提起である。しかしこれに関しては、訴え提起の時点で、更新の効果を付与することが問題視されているためであり、裁判手続きによって確定された債権について時効期間を一〇年とし、かつ、その起算点を既判力が生じた時とする準則が別途用意されており、実際上は更新の効果が付与されている。したがって、裁判手続きとの関連で時効制度がどのような影響を受けるのかという観点から、関連規定を合わせて眺める必要がある（後述三3(2)）。

### 3 一定の債権に対する特別な考慮

法的安定性と予測可能性の観点から、債権一般を通じ統一的な時効制度を指向するPECLにおいても、以下のものについては、例外的な準則が置かれ、あるいはさらなる検討を必要とするとされている。

(1) 損害賠償請求権の時効

損害賠償請求権であるがゆえの特則が用意されているのは、①起算点（一四・二〇三条一項）、②債権者が認識を欠く場合における進行停止（一四・三〇一条b号）、③上限期間（一四・三〇七条本文）である。具体的修正点をさきに確認しておく、起算点に関して《履行期》が《加害行為時》に修正され、認識が欠如した場合に進行が停止する事実により《損害の種類》が追加され、そして上限期間に関して、人身損害に関する債権につき三〇年の期間が設定されている。このうち①は、②③と比較すれば、損害賠償請求権について特に生じうる問題を回避する方向での修正である。すなわち、比較法的にみて、損害賠償請求権の要件として損害の発生を要求する法制度が多いところ、とくに潜在的・後発的損害が問題となる場合には、損害賠償請求権がいつ発生して時効期間が進行を開始するのかについて解釈上の疑義が生じることが多い。そこで、起算点を加害行為時に固定することにより、そのような問題を回避するものである<sup>17)</sup>。

これに対し、②および③は、損害賠償請求権に特有の問題への対処として、債権者⇨被害者保護に向けられた例外的扱いの必要を認めるものである。このうち②に関しては債務者⇨加害者保護の観点から客観的に定めたいうえで、債権者⇨被害者の利益との調整は認識欠如による進行停止によって図るとするものである。ただ、損害賠償請求権特有の問題を反映して、潜在的・後発的・累積的被害が問題となる場合を念頭に、被害者においてみずからが被った損害の意義を認識することまでを要求するものである——規定上は種類<sup>18)</sup>とあるが、ひろく発生・拡大・累積を含む趣旨とされている<sup>19)</sup>。また比較法的にみて、この種の問題が起算点の解釈をめぐる争われるのは、認識可能性基準⇨債権者利益との均衡が広く意識されている証左である。しかしそのように考えるならば、ここでは、損害賠償請求権のみ存在する特殊な問題があるというわけではないことになる——債権行使を期待しうる時期が遅れて生じる点に特徴があるに過ぎ

ない。

PECLの体系により実質的な問題を投げかけるのは、上限期間に関する特則(3)である。ツインーマンは、当初、人身損害についての損害賠償請求権を区別することなく、一五年ないし二年（一般的時効期間の五倍ないし四倍）の上限期間を統一的に採用すべきことを提案していた<sup>24</sup>。そこで挙げられた理由は、より長期の上限期間が望ましいとしても三〇年でさえ十分とはいえないこと、同一の事件で人身損害と物的損害が共に生じた場合に一方の損害賠償請求権のみが未だ上限期間を徒過していないという状況は納得し難いこと、債務者保護の要請はどのような損害であれ変わるものではなく、被害者救済に目を奪われて不当請求から債務者を保護するという側面を軽視するべきではないことなどであった。

たしかに、人身損害事例において争いの多い事例（子どもに対する性的虐待、アスベスト被害、医療過誤など）では潜在的・後発的・累積的損害が問題となるものが多く、損害が判明するまでに一〇年を上回る場合が少なくないであろうことを考えると、加害行為時から一〇年で上限期間が到来するというのは債権者の権利を奪うに等しい。この理由だけでなく、より長期の上限期間を設定する必要があるといえそうである<sup>25</sup>。しかし、もう一つ実質的理由として、人身損害は他の財産的損害に比べて保護されるべき価値が高いという理由も掲げられている<sup>26</sup>。これは、債権の種類（発生原因）ごとに細分化された時効制度を拒絶するPECLにあっても、債権が実現しようとする利益の性質によって、異なる価値判断が必要になる可能性を示している<sup>27</sup>。

## (2) 裁判手続きと時効制度

次に、債権の種類に即した例外的扱いというわけではないが、裁判手続きが関係する局面について、一連の特別な準

則が用意されている。適用が想定される時間的順序に従って列挙すれば、一四・三〇二条（裁判またはその他の手続きにおける時効期間の進行停止）、一四・三〇七条ただし書（裁判手続係属中の上限期間不算入）、一四・二〇二条（裁判手続きによって確定された債権の時効期間Ⅱ一〇年）、一四・二〇三条三項（起算点Ⅱ既判力発生時）、一四・四〇二条（強制執行の申立てがされた場合の更新）がそれである。

すでに時効期間の更新の箇所で言及したように、P E C Lは、比較法的にみてひろく時効中断事由とされている訴えの提起を進行停止事由へと降格している。しかしこれは、債権が裁判手続きに係属した場合にその債権がどのような運命をたどるのかという観点で眺めてみると、訴え提起によって進行を停止した時効期間は、当該手続継続中は上限期間に達することなく、給付判決または確認判決の確定によって事実上更新されて、それ以降は一〇年の時効期間に服することとなった後、強制執行の申立てによって再び更新されることになる。このようにしてみれば、一般的時効期間の満了前に裁判所に提起された正当な請求は、時効の危険からほぼ免れる。この点は、時効制度の正当化根拠を法的不安定の除去に求める立場からみれば当然のようにみえるが、時効制度の存在理由をめぐる議論のこう着状態のうえに権利行使説と権利確定説が伝統的に対立してきた日本法の観点からみると、きわめて興味深いシステムであるようにおもわれる。

#### 4 合意による修正

日本でいえば、時効利益の事前放棄、期限の利益喪失約款や履行期猶予に関する合意が起算点に及ぼす影響といった問題に関係する。この問題は、時効制度の根拠・目的（とりわけ公序性）をどのように理解するかに深く関わっているが、比較法的には、①時効に関する合意を全く認めない法制（完全な強行規定性）、②時効の完成を容易にする合意は

認めるが困難にする合意は認めない法制（一方向的な強行規定性）、③合意による修正を認める法制がそれぞれ存在するとされる。<sup>(78)</sup>しかし同時に、このことから直ちに、各国の時効制度には公序性が強いものから弱いものまでさまざまであると考えることはできない。すなわち、各国法制上の議論では比較的長期の時効期間（たとえば三〇年）が前提になっており、一方向的な強行規定性を有する法制ではとくに、公序性を有するがゆえに合意による修正を許さないという趣旨は認められない（これらの国々では、そもそも三〇年の期間が長すぎることに問題視されている！）からである。また、日本でも無条件にはないにせよ認められているように、履行期の猶予によって事実上時効を困難にする合意を否定しないこととの整合性も問題であり、この区別を容認すると、解釈上の疑義を生じる要因となりうる。<sup>(79)</sup>このような考慮からPECLは、原則として、当事者の私的自治による時効制度の修正を許容する立場を採っている。PECLの時効制度理解からしても、時効制度は債権者債務者間の法的不安定の除去に努めるが、時効制度が追求する公益性はその限りであり、その法的不安定をより早期に解決し、あるいは法的不安定が生じる可能性を甘受することを当事者が表明する場合には、原則としてそれを否定する理由はないことになろう。

もつとも、以上は原則論であり、全く無条件に合意が許容されるものとはされていない。まず、合意したいの効力が認められるか否かという観点での制約がありうる。具体例として、十分な交渉を経ていない合意や不公正契約条項に該当すると評価される合意については、慎重な審査が必要とされる。もう一つは、時効期間を三〇年より長期または一年未満とする合意は許されない（一四・六〇一条二項）。

(49) 先に触れたイングランド法律委員会の提案でも、時効制度を支える政策的考慮に対する同様の理解から、基本的制度として、原則的期間三年、上限期間一五年（人身損害につき三〇年）、起算点につき原則的期間は合理的にみて原告がみずからの権利を侵害されたことを知り得

た時から、上限期間は請求権発生時から起算という、以下本文でみるPECLの準則と酷似する提案がされている。

- (50) Vgl. PECL Art. 14:201 n.2.
- (51) Vgl. PECL Art. 14:201 cmt. B.
- (52) 加盟国は、その立法において、本指令に規定された損害の賠償を請求する手続きには三年の時効期間が適用される旨を規定しなければならない。この時効期間は、原告が、損害、欠陥、および製造者が誰であるかを認識した日、または、合理的にみてそれらのことを認識するべきであった日から起算されなければならない。
- (53) 金山直樹「民法一六六条一項・一六七条（消滅時効）」「一七三条・一七四条（短期消滅時効）」四二七頁以下（有斐閣、一九九八年）を参照。
- (54) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 105 f.
- (55) 以上の考慮全般にこし、Vgl. PECL Art. 14:301 cmt. D; Zimmermann (Fn. 15) S. 106 ff.
- (56) Vgl. PECL Art. 14:307 n.1; Zimmermann (Fn. 15) S. 99 ff.
- (57) Vgl. PECL Art. 14:307 cmt. A.
- (58) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 99 ff.
- (59) Vgl. PECL Art. 14:301 cmt. D; Zimmermann (Fn. 15) S. 108 ff.
- (60) 加盟国は、その立法において、本指令に基づいて被害者に付与される権利が、製造者において損害を惹起したその製品を流通に置いた日から一〇年が経過することにより消滅する旨を規定しなければならない。ただし、被害者が、それまでの間に製造者を相手取って手続きを開始した場合は、この限りではない。
- (61) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 103.
- (62) 不履行に対する責任の免責事由に関するPECL八：一〇八条に規定された概念と同一のものであり、不可抗力よりも広い概念である。  
Vgl. PECL Art. 8: 108 cmt. C.
- (63) Vgl. PECL Art. 14:301 cmt. D; Art. 14:303 cmt.
- (64) この点に関しては、「訴えの提起を妨げる障害が、時効期間満了のかなり前に止んだ場合には、時効期間を延長するべきやむを得ない理由は存在しない」とのコメントと、国際的傾向に符合する旨が指摘されているのみである。仮にこれが満了延期事由とされていたならば、日本における「時効の停止」の場合と同様、時効期間満了直前において訴え提起による進行停止措置（一四：三〇二条）を講じることができ

ない債権者を保護する趣旨と説明することになるだろう。しかし、後述の満了延期事由と異なり、権利行使が事実上不可能である点から進行停止事由とされ、ただし、障害の存続中から債権のこと(時効のリスク)を認識している以上、障害が止んだ時点で迅速な債権行使を期待できるとして「障害」に該当しうる事由は通常長期間継続するものではないから、一定期間と保障する必要もない。

- (65) Vgl. PECL Art. 14:305 cmt. A; Art. 14:306 cmt.; Zimmermann (Fn. 15) S. 134, 141.
- (66) Vgl. PECL Art. 14:301 cmt. A & n.1.
- (67) PECL Art. 14:305 cmt. A.
- (68) 進行停止事由と異なるのは、この場合の債権行使不可能が手続上の障害によるものである点である。また、債権者が無能力である場合にのみ代理人の権利不行使のリスクは、本来無能力者が負担するべきであるという点が考慮されている (vgl. PECL Art. 14:305 cmt. B)。
- (69) Vgl. PECL Art. 14:304 cmt. A.
- (70) Vgl. PECL Art. 14:401 cmt. B; Zimmermann (Fn. 15) S. 126 f.
- (71) Vgl. PECL Art. 14:203 cmt. B; Zimmermann (Fn. 15) S. 109 ff.
- (72) Vgl. PECL Art. 14:301 cmt. C.
- (73) Vgl. PECL Art. 14:203 n.2.
- (74) Vgl. Zimmermann (Fn. 15) S. 103 f.
- (75) もっとも実際の事例を詳細に検討してみた場合に、被害者が損害賠償請求を決断するまでに一〇年以上経過していたとしても、一四・三〇一条にいう合理的認識を獲得するまでに一〇年以上の期間を経過しているといえる事例がどれくらい割合を占めることになるのかは定かでない。
- (76) Vgl. PECL Art. 14:307 cmt. A.
- (77) たいてい、ケベック州民法典では、人身損害に関する請求についても上限期間を設けようとする改正提案が、「正当にも取下げられた」のだという。その理由は、いまだ発生していない損害についてその被害者に負担を強いることになれば不公正であり、時効制度の本質に反するからである (vgl. Patrice Desautiers, Quebec (national report), in: Hondius (Fn. 16) S. 300)。
- (78) Vgl. PECL Art. 14:601 n.1-3.
- (79) 以上の考慮にこまげ、vgl. PECL Art. 14:601 cmt. A.

#### IV 結びにかえて

以上に、PECL時効制度の基本枠組み(Ⅱ)と、それに基礎付けられた具体的準則の構造(Ⅲ)を概観した。最後に、その成果を簡潔に整理したうえ、本稿なりに気づいた点をいくつか付記しておきたい。

(1) ツインマーマンが注意喚起する《時効制度の一貫性》が、時効制度の正当化根拠に支えられていることは疑いなくともわれる。その正当化根拠を再度確認しておく、時の経過によって債権者債務者間に生じる法的不安定の解消(考慮iii—*ut finis litium*)を主目的に掲げ、一方で、債務者保護(考慮ii iii—時間の曖昧化作用による立証困難からの解放と、権利不行使に対する債務者の信頼保護)を図り、他方で、債権者利益との均衡確保を時効制度に不可欠の要素に掲げる(考慮iiiの消極面)というものである(本稿II2)。

時効制度を、継続する事実状態を尊重する制度とみる考え方はありうる——日本民法解釈の出発点もそうであろう。このような意味での時効制度を正当化する際の照準は、時の経過による権利消滅の正当化に合わせられる。しかし、PECLにおける時効制度正当化の視点がこれと異なるものであることは、本稿の考察からも明らかとおもわれる。PECLの視点は、時の経過にどのような法的価値(立証困難の除去の必要、社会の信頼の保護・社会秩序の維持、あるいは権利者への非難)を見出すかではなく、どのような時の経過であれば法的に尊重すべきものといえるのか、にある。そして、債務者保護が債権者利益に優越すべき場合、言い換えれば、債権者の犠牲において法的不安定が解消されるべき場合にかぎり、時効制度が正当化される。

一定期間の経過により債務者は一義的に法的不安定に曝されるのだとすると、その期間経過が右の意味で「尊重されるべき時の経過」であるか否かは、債権者側の債権行使機会が公平に保障されていたか否かにかかってくる。債権行使

機会を保障する手段としてまず想起されるのは、債権者にとって（かつ、債権の性質に即して）十分な時効期間を設定することである。しかし、その結果としての《細分的時効制度》が紛争の温床となり（これは時効制度の正当性に反する）、債権の競合場面で制度の非一貫性が露呈することから、《統一的時効制度》を実現しうる制度枠組みとして《主観的システム》が採用されていた（本稿II3および4）。

この主観的システムに関して、日本でも部分的に、起算点Ⅱ行使期待可能性説や除斥期間の停止に関する類似の議論が存在するが、PECLにおいては、これは時効制度の正当化根拠（債務者保護と債権者利益の比較）に基礎を有するシステムであり、第四章の具体的準則の全体的構造も、このシステムによって決定付けられている。すなわち、時効の完成に関する要件（短期の時効期間と客観的起算点）において債務者保護の必要を導き、時効期間進行障害事由（進行停止・満了延期・更新）において債権者利益の保障を具体化したうえで、さらに上限期間によって債務者保護を再考慮するというものである（本稿III1および2）。いずれにせよ、これらの具体的準則とその構造が、時効制度の正当性は法技術的構成要素の全体的関連において具体化される必要があるとの意識（本稿II3(1)）に出たものであることは、確認しておくべきだろう。

(2) 理論的観点から眺める限り整合的完結的な時効制度を提示するPECLだが、いくつか確認しておくべき点があるとおもわれる。まず、日本の推定説が主張するように、非弁済者であることが明白な場合をどのように排除していくかという問題がある。時の経過によって生じる法的不安定の解消を目的とし、さらに時効期間を短期に設定するとすれば、なおさらこの問題を真剣に考えておく必要がある。ツインマーマンがいうように制度上のコストだと割り切つてしまつてよいのか（前掲注(74)）、それとも、認識可能性基準や時効に関する合意の（やや歪んだ）解釈問題へと発展していくのか、あるいは一般条項で解決することになるのか、PECLは明確な態度を表明していない。PECLの準則

構造に即して考えれば、そもそも債務者保護の必要性がないと評価されて然るべき場合とおもわれるが、債務者の時効完成の主張を、弁済した事実を債務者が立証できないことと理論的にどのように関連付けるべきかは厄介な問題であるようにおもわれる。

右の問題は、(とくに不法行為に基づく) 損害賠償請求権に関して、時効制度が債権者≠被害者の救済を否定する効果をもつことを考えると、より実質的な問題として意識される。潜在的・拡大的・累積的損害については、その発生を認識するべき時まで時効期間は進行を停止するとしても、一〇年(または三〇年)の上限期間経過前後に損害が判明する場合において、加害行為との因果関係が証明されうるときに、はたして債務者≠加害者に時効の抗弁を認めて良いか。損害賠償請求権の根柢となる法規範の目的(合意に基づく給付義務ではなく帰責事由に基づく損害転嫁)からすると、このような場合で両当事者の利益均衡を語るのはやや本末転倒な印象が拭えない。

P E C L 時効制度の全体的構成という観点からいえば、P E C L では適用範囲が《債権》に限定されているからこそ、このような時効制度が描けるのではないかという点がある。日本消滅時効法の適用範囲は債権に限られていないけれども、債権の時効という法領域を独立に括りだすことじたいどうみるかは問題である。仮に、P E C L と同様《債権の時効》を独立の法領域として構築するとして、その範囲内で、P E C L の示す準則が本当に一般的に妥当しうるのか、《統一の時効制度》ははたして可能か(たとえば、どのような種類の契約でも、どのような目的物に関する契約でも合理的な結論が導かれるか)が問題である。人身損害賠償請求権における上限期間の特則では、債権であってもその実現しやすとする利益によって例外的扱いを受けうることは、すでに P E C L にも現れている。人身損害はある意味で分かり易い例だが、たとえば居住用建物売買で売主が新居購入のため売却した場合(かならずしも上手な例ではないが)のように、財物の処分でも債権者の生活的な側面に関わる場合などが、グレイゾーンとして問題を生じる可能性はないだろう

か。いずれにせよ、債権者の権利行使が可能であった状況のもとで短期の時効期間が経過した場合には、債権者利益の犠牲のうえに債務者保護を図るという簡明な P E C L 時効制度の枠組みは、適用範囲を債権一般にとりつつも、実質においてやや取引法に偏った内容（迅速な債権行使を促そうとする内容）であるようにもみえる。

(3) 以上の疑問を踏まえれば、P E C L 第一章が立法提案として耐えうるかどうかは、即断できない。しかし、すくなくとも日本法の立場からは、そのことじたいは大きな関心事ではないだろう。P E C L に認められるのは、広範な法比較分析の成果として、新たな時効制度の正当化根拠と、それに基づく基本的な準則構造（結論に至る法的価値判断の構造）を提示してくれているところにある。その観点から日本法上の議論をみれば、権利行使の期待可能性説の台頭や、除斥期間の停止可能性など、近似する議論がすでに存在しているし、より大局的な視点からは、債権一〇年時効の原則化や短期消滅時効の衰退など、平準化・統一化に向けた流れの存在も指摘されている。本稿では、P E C L 第一章とその素地となった文献に著された情報のみを素材に、その整理を試みたに過ぎないが、日本法上の議論を P E C L の時効制度体系に重ねてみた場合に、どのような解釈論の見取り図が描かれるのかは、各種議論の今後の展開を展望するうえできわめて興味深い作業であるとおもわれる。期を改めて取り組むこととしたい。

#### 【後注】

本稿は、筆者も参加した同志社大学ヨーロッパ契約法研究会の翻訳成果（前掲注（一））を素材の一部に利用しているが、本稿の叙述内容は、同研究会での討議に示唆を得つつ筆者自身の理解を著したものであって、同研究会としての検討成果ではないことをお断りしておく。